十　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

十一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

十二～十七　（略）

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十一　（略）

十二・十三　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

十四・十五　（略）

十六　（略）

十七・十八　（略）

十九・二十　（略）

二十一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（開発監理部、建設部及び建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

二十二～二十四　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の三　（略）

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（開発監理部及び建設部の所掌に属するものを除く。）。

九～十八　（略）

（新設）

十～十五　（略）

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十の二　（略）

十一・十二　（略）

十三　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

十四　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

十五　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

十六　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

十六の二　雨水出水浸水想定区域に関すること。

十七・十八　（略）

十八の二　（略）

十九・十九の二　（略）

二十・二十一　（略）

（新設）

二十二～二十四　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の三　（略）

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。

九～十八　（略）